

## 平成 25 年度 6 月補正予算案等の概要

## I 補正予算案について

当初予算編成後の状況の変化により、特に緊急に対応する必要があるものについて、補正予算措置を講ずる。

## 1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	当初予算額	6月補正 予算額	6月現計 予算額	(参考)
				25年度6月 現計 / 24年度 6月現計
一般会計	1,772,171	1,148	1,773,319	99.9
特別会計	1,088,379	129	1,088,508	116.7
企業会計	114,458	—	114,458	106.3
計	2,975,008	1,277	2,976,286	105.7

(注1) 当初予算額には、当初予算(その2)を含む。

(注2) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	当初予算額	6月補正予算額	6月現計予算額
国庫支出金	160,739	1,104	161,844
繰入金	48,660	43	48,704
その他	1,562,770	0	1,562,771
計	1,772,171	1,148	1,773,319

(注1) 当初予算額には、当初予算(その2)を含む。

(注2) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

## 3 補正予算案の主な内容

## ○ 海岸漂着物等の対策 (P5参照)

1億7,687万円

## ● 海岸漂着物等対策基金の造成等 (1億3,346万円)

国からの補助金を原資として、海岸漂着物等の対策を実施するための基金を造成する。

## 一部 ● 海岸漂着物等対策事業費 (4,341万円)

基金を活用して、暴風雨等により発生した大量の海岸漂着物等の清掃や海岸利用者等に対する「ごみの持ち帰り」等マナー向上の普及啓発事業を実施する。

[環境農政局環境部資源循環課 TEL 045-210-4140]

## ○ 医療施設耐震化臨時特例基金積立金

9億7,174万円

国からの交付金を原資として、二次救急医療機関の耐震化を推進するための基金の積み増しを行う。

[保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]

## ● ○ 風しん予防接種費用助成事業【市町村自治基盤強化総合補助金】(市町村自治振興事業会計) (P6参照) 1億2,900万円

風しん患者の急増に対応するため、市町村が実施する予防接種への助成に対し、市町村自治基盤強化総合補助金の枠組みを活用して、緊急に助成を行うこととしたため、補助金を増額する。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3160]

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課 TEL 045-210-4790]

## II 条例案等について

### 1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	3 件
条 例 の 改 正	10 件
工事委託協定の締結	1 件
指定管理者の指定	5 件
そ の 他	3 件
計	22 件

### 2 主な条例案

#### 【条例の制定及び改正】

#### ○ 知事等特別職及び一般職の給与減額関係 4 議案（P 7 参照）

国から、「日本の再生」に向けて、国家公務員の給与減額措置を踏まえた取組の要請があり、地方交付税及び義務教育費国庫負担金が減額され、本県財政に大きな影響を及ぼしていることから、知事等特別職及び一般職の給与減額に関する条例の制定及び改正を行う。

- ① 知事等の期末手当の特例に関する条例
- ② 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ③ 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- ④ 任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

①[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

②～④[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

#### ○ 神奈川県子ども・子育て会議関係 2 議案（P 8 参照）

子ども・子育て支援法の施行に伴い、「神奈川県子ども・子育て会議」を知事の附属機関として設置するため、所要の改正を行う。また、「神奈川県子ども・子育て会議」の組織及び運営に関する条例を制定する。

- ① 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- ② 神奈川県子ども・子育て会議条例

①[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

②[県民局次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]

#### ○ 神奈川県海岸漂着物等対策基金条例（P 5 参照）

国から交付される補助金を原資として基金を設置し、海岸漂着物等の回収及び処理並びに発生抑制対策に関する事業を行うため、基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する。

[環境農政局環境部資源循環課 TEL 045-210-4140]

#### ○ 神奈川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（P 9 参照）

県立汐見台病院の分べんの介助に係る料金について、現行の料金が実際の経費（原価）を下回っていることから、原価を踏まえた額に改定するため、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（P10 参照）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物取扱業の名称等を改正する。併せて動物引取手数料の引上げや、収容している動物を譲渡する際に、新たな飼い主が負担する費用の規定の削除など、所要の改正を行う。

[保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4932]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、新たに知事の権限とされた犬猫等販売業者及び第二種動物取扱業者の規制等に係る事務について、すでに関連する事務の移譲を受けている関係市が処理すること等に関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課 TEL 045-210-3160]

○ 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

船員法の一部を改正する法律の施行に伴い、渡航先で解雇された職員に対して居住地等までの費用を立て替えて支出できるよう、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

○ 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、本県の要請に応じて各関係機関等から派遣される職員に対し、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給できるよう、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務給与課 TEL 045-210-2155]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（6法人）を新たに指定等するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課 TEL 045-210-3700]

【工事委託協定の締結】

○ 神奈川県総合リハビリテーションセンターの再整備を行うため、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団と工事委託協定を締結する。

(協定期間 平成25年度～平成29年度)

名 称	工事の場所	工事委託協定金額
神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事	厚木市七沢地内	108億7,870万円

[保健福祉局保健医療部県立病院課 TEL 045-210-5040]

**【指定管理者の指定】**

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名 称	主たる事務所の所在地	
①	由比ガ浜 地下駐車場	タイムズ 24 株式会社・タイムズサービス株式会社グループ	東京都千代田区有楽町二丁目 7 番 1 号	H26. 4. 1～H31. 3. 31
②	片瀬海岸 地下駐車場	株式会社湘南なぎさパーク	藤沢市鶴沼橋一丁目 2 番 7 号	H26. 4. 1～H31. 3. 31
③	葉山港	株式会社リビエラリゾート	逗子市小坪五丁目 23 番 9 号	H26. 4. 1～H31. 3. 31
④	大磯港	大磯町	中郡大磯町東小磯183番地	H26. 4. 1～H31. 3. 31
⑤	真鶴港	真鶴町	足柄下郡真鶴町岩244番地の 1	H26. 4. 1～H31. 3. 31

①及び② [県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

③から⑤ [県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

**【その他】**

○ 訴訟の提起について

① 県有地の不法占有者に対する建物収去及び土地明渡等請求訴訟

横浜環状北線道路用地として首都高速道路株式会社へ売却予定である鶴見川新羽廢川敷の県有地の不法占有者に対し、建物の収去及び土地の明渡し等請求の訴訟を提起する。

[総務局財産経営部財産経営課 TEL 045-210-2501]

② 借上公共賃貸住宅の家賃滞納に伴う家賃等の請求及び明渡請求訴訟

借上公共賃貸住宅の家賃の滞納者に対し、家賃等の請求及び明渡し請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部住宅計画課 TEL 045-210-6531]

③ 県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]

問い合わせ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

課長 宮越 電話 045-210-2250

課長代理(予算調整担当) 仙田 電話 045-210-2252

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 藤澤 電話 045-210-3012

企画調整第二グループ 高野 電話 045-210-3025

# 海岸漂着物等の対策について

## 1 目的

国からの補助金を原資として海岸漂着物等対策基金を造成し、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に関する普及啓発事業を実施することにより、海岸における良好な景観や環境の保全を図る。

2 補正予算額	1億7,687万円
①(新) 基金積立金（活用期間：25～26年度の2か年）	1億3,320万円
②(新) 基金運用益積立金	26万円
(3) 海岸漂着物等対策事業費	4,341万円

## 3 事業の概要

(1) 海岸漂着物等の回収・処理に関する事業 3,800万円

ア 内容 (公財)かながわ海岸美化財団が緊急的に行う清掃経費を負担する。

①暴風雨等により発生した大量の海岸漂着物等の清掃（延べ80日程度）

②清掃困難箇所等の清掃（延べ130日程度）

イ 箇所 横須賀市走水海岸から湯河原町湯河原海岸までの約150kmの自然海岸等

ウ 主体 県〔(公財)かながわ海岸美化財団において実施〕

エ 期間 25年7月から26年3月まで（9ヶ月間）

②(新) 海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発事業 541万円

ア 内容 バーベキュー等により海岸等を利用する者に対し、ごみの持ち帰り等を直接呼び掛ける。（延べ150日）

イ 箇所 走水海岸から湯河原海岸までの自然海岸等で利用状況に応じて選定

ウ 主体 県〔民間事業者に委託して実施〕

エ 期間 25年7月から11月まで（5ヶ月間）

## 4 基金条例の制定

(1) 目的 海岸漂着物等対策基金を造成するため、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、基金の設置、管理及び処分に関し、必要な事項を定める。

(2) 施行期日 公布の日

問い合わせ先

環境農政局環境部資源循環課 課長 佐藤 電話 045-210-4140

# ⑧ 風しん予防接種費用助成事業（市町村自治基盤強化総合補助金）

## 1 目的

神奈川県内の風しん患者数は、昨年同時期と比べると100倍以上となっており、特に妊娠初期の女性が風しんに罹患した場合、胎児が風しんウイルスに感染し、出生児に先天性風しん症候群という障害を引き起こすことがある。

そこで、妊娠を予定又は希望している女性、妊娠している女性の配偶者等に対して、風しんワクチンの接種を促進するため、今年度限りの措置として、市町村が風しんワクチン接種の費用を助成する場合に、県が市町村に対して緊急に助成を行う。

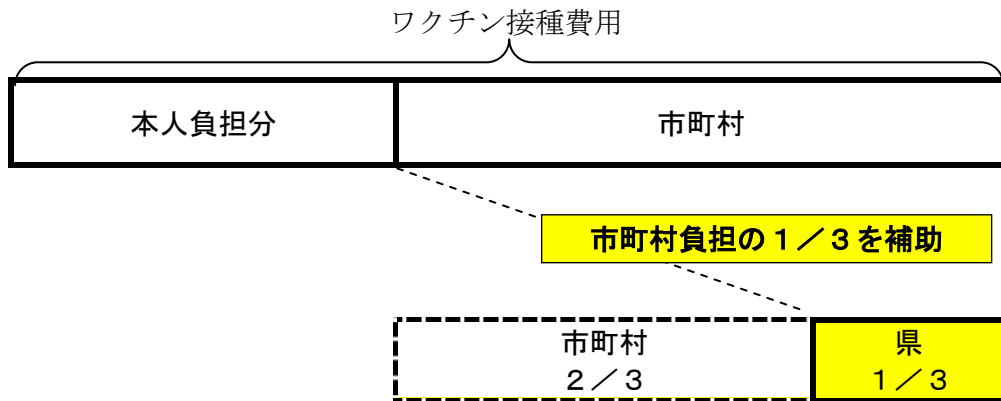
当該助成について、「市町村自治基盤強化総合補助金」の枠組みを活用することとしたため、同補助金を増額する。

2 補正予算額 1億2,900万円

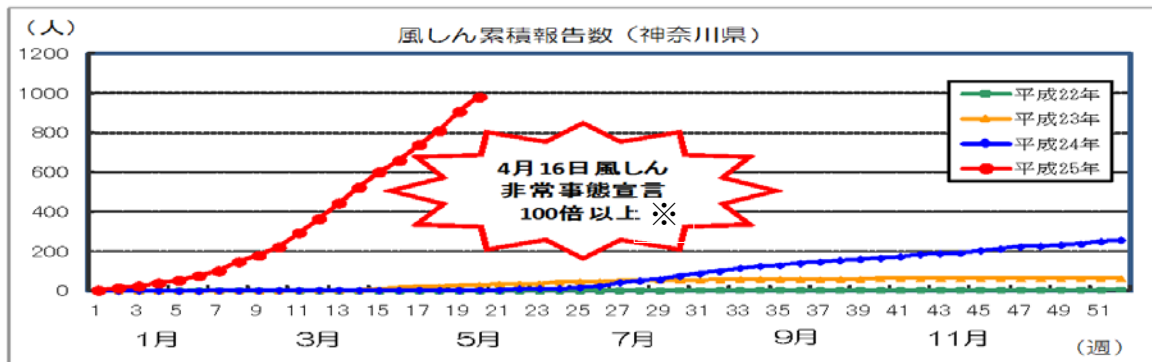
## 3 事業内容

- (1) 補助対象経費  
風しんワクチンの接種費用
- (2) 補助対象期間  
平成25年4月22日から平成26年3月31日まで
- (3) 補助率  
3分の1
- (4) 上限額  
1市町村当たり3,000万円

### <補助イメージ>



## 4 本県の風しん発生状況



※前年  
同時期比

問い合わせ先

政策局自治振興部市町村課 課長 和泉 電話 045-210-3160  
保健福祉局保健医療部健康危機管理課 課長 原田 電話 045-210-4790

# 知事等の期末手当の特例に関する条例案及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案ほか2条例案の概要

## 1 目的

国から、「日本の再生」に向けて、国家公務員の給与減額措置を踏まえた取組の要請があり、地方交付税及び義務教育費国庫負担金が減額され、本県財政に大きな影響を及ぼしていることから、知事等特別職及び一般職の給与減額に関する条例の制定及び改正を行う。

## 2 知事等の期末手当の特例に関する条例案の内容

### (1) 減額措置の内容

区 分	現在実施している給与及び地域手当の減額措置 (A)	今回講じる期末手当の減額措置 (B)	(A)+(B)による年間削減額
知 事	25%	15%	524 万円
副 知 事	20%	13%	338 万円
企 業 庁 長	15%	10%	208 万円
教 育 長	15%	10%	201 万円
常勤監査委員	10%	10%	121 万円
知事特別秘書	10%	10%	110 万円

注 「年間削減額」は、平成25年4月から平成26年3月までの金額

(2) 実施時期 平成25年12月期期末手当

(3) 年間削減額 1,840万円（現在実施している減額措置を含む平成25年度の金額）

## 3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案ほか2条例案の内容

### (1) 減額措置の内容

区 分		現在実施している減額措置	平成25年7月から平成26年3月まで講じる減額措置
給料及び地域手当	行政職給料表(1) 2級相当職以下の職員	4%を減額	4%を減額
	行政職給料表(1) 3級相当職の職員		6%を減額
	行政職給料表(1) 4級から6級相当職の職員		7.77%を減額
	行政職給料表(1) 7級相当職以上の職員	6%を減額	9.77%を減額
管理職手当		10%を減額	10%を減額
12月期期末手当及び勤勉手当		—	5%を減額

(2) 実施期間 平成25年7月から平成26年3月まで

(3) 年間削減額 約300億円（現在実施している減額措置を含む平成25年度の金額）

## 4 施行期日 平成25年7月1日

問い合わせ先			
(特別職について)			
総務局組織人材部人材課	課長	川瀬	電話 045-210-2150
(一般職について)			
総務局組織人材部労務給与課	課長	笹島	電話 045-210-2155

# 神奈川県子ども・子育て会議条例案等の概要

## 1 目的

子ども・子育て支援法の施行に伴い、「神奈川県子ども・子育て会議」を知事の附属機関として設置するとともに、同会議の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

## 2 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案の内容

「神奈川県子ども・子育て会議」を知事の附属機関として設置する。

### (1) 設置目的

子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき、子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

### (2) 委員の数

20人以内

## 3 神奈川県子ども・子育て会議条例案の内容

神奈川県子ども・子育て会議の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

### (1) 委員の構成

子どもの保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

### (2) 委員の任期

ア 任期は、2年とする。

イ 委員は、再任されることができる。

### (3) その他

会長及び副会長を置くほか、専門の事項を調査審議するため、専門委員及び部会を置くことができる。

## 4 施行期日

公布の日

問い合わせ先

(1、3について)

県民局次世代育成部次世代育成課 課長 井上 電話 045-210-4660

(2について)

総務局組織人材部人材課 課長 川瀬 電話 045-210-2150



# 神奈川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例案の概要

## 1 目的

県立汐見台病院の分べんの介助に係る料金について、現行の料金が実際の経費（原価）を下回っていることから、原価を踏まえた額に改定するため、所要の改正を行う。

## 2 内容

分べんの介助に係る利用料金の額を次のとおり改定する。

区 分	現行	改定後	引上げ額
時間内に行った場合 (多胎分べんの場合の 1人あたりの加算額)	120,000円 (60,000円)	150,000円 (75,000円)	30,000円 (15,000円)
時間外に行った場合 (多胎分べんの場合の 1人あたりの加算額)	144,000円 (72,000円)	180,000円 (90,000円)	36,000円 (18,000円)

## 3 施行期日

平成26年1月1日

### 問い合わせ先

保健福祉局保健医療部県立病院課

課長 橋本 電話 045-210-5040

調整グループ 戸羽 電話 045-210-5043

# 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、動物取扱業の名称等を改正する。併せて、動物引取手数料について増加する事務量に見合った額への引上げや、動物保護センターで収容している動物の譲渡率の向上と致死処分数の減少を図るため、新たな飼い主が負担する費用の規定を削除するなど、所要の改正を行う。

## 2 内容

### (1) 法律の改正に伴うもの

ア ペットショップやペットホテル等、従来から登録が義務付けられていた「動物取扱業」が「第一種動物取扱業」に名称変更されたことによる改正

イ ボランティア等、営利性を有さずに動物の譲渡等を行う「第二種動物取扱業」が新設されたことにより、第一種動物取扱業者と同様、第二種動物取扱業者にも動物の管理についての基準を適用する。

### (2) 動物引取手数料等の改正

ア 動物の引取りに係る金額を次のとおり改定する。

名 称	現行	改定後
動物引取手数料（生後91日以上）	2,000円	4,000円
〃（生後91日未満）	400円	1,000円

イ 収容している動物を譲渡する際に、新たな飼い主が負担する費用（譲渡費用。金額については規則で1,220円と規定）についての規定を削除する。

## 3 施行期日

平成25年9月1日

問い合わせ先

保健福祉局生活衛生部食品衛生課

課長

梶木 電話 045-210-4932

乳肉衛生・動物保護グループ

土肥 電話 045-210-4947